

産業建設常任委員会

日 時 平成 26 年 5 月 27 日（火）午後 1 時 30 分～

場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

（ 1 ）農地等災害復旧（小災害復旧対応）について
（ 行政報告 ）

（ 2 ）行政視察総括

3 その他

亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 市長は、農林業の維持及びその経営の安定を図るため、農林業者等が組織する団体が行う小規模災害復旧事業（以下「事業」という。）に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象とする事業は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）第2条第5項に規定する災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地、農業用施設、林道及び作業道を原形に復旧することを目的とする事業のうち、1箇所の事業費が13万円以上（直営施工にあつては5万円以上）40万円未満のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 暫定法第5条第1号から第7号までに該当するもの
- (2) 暫定法の適用が受けられる事業であるにもかかわらず、申請がなかったもの又は辞退したもの
- (3) 本事業以外の補助事業の適用を受けて実施するもの

（補助率等）

第3条 前条に規定する補助対象事業の種類、補助対象事業者及び補助対象経費並びにこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査して、その適否を亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該事業において、変更を要する事項が生じた場合は、亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式。以下「変更交付申請書」という。）に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに亀岡市小規模災害復旧事業実績報告書（別記第5号様式）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する補助事業実績報告を受けたときは、必要な審査を行い、適当と認めたときは、補助金額を確定し補助対象者に亀岡市小規模災害復旧事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知してこれを交付する。

(交付の中止等)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が予算額に比し減少したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

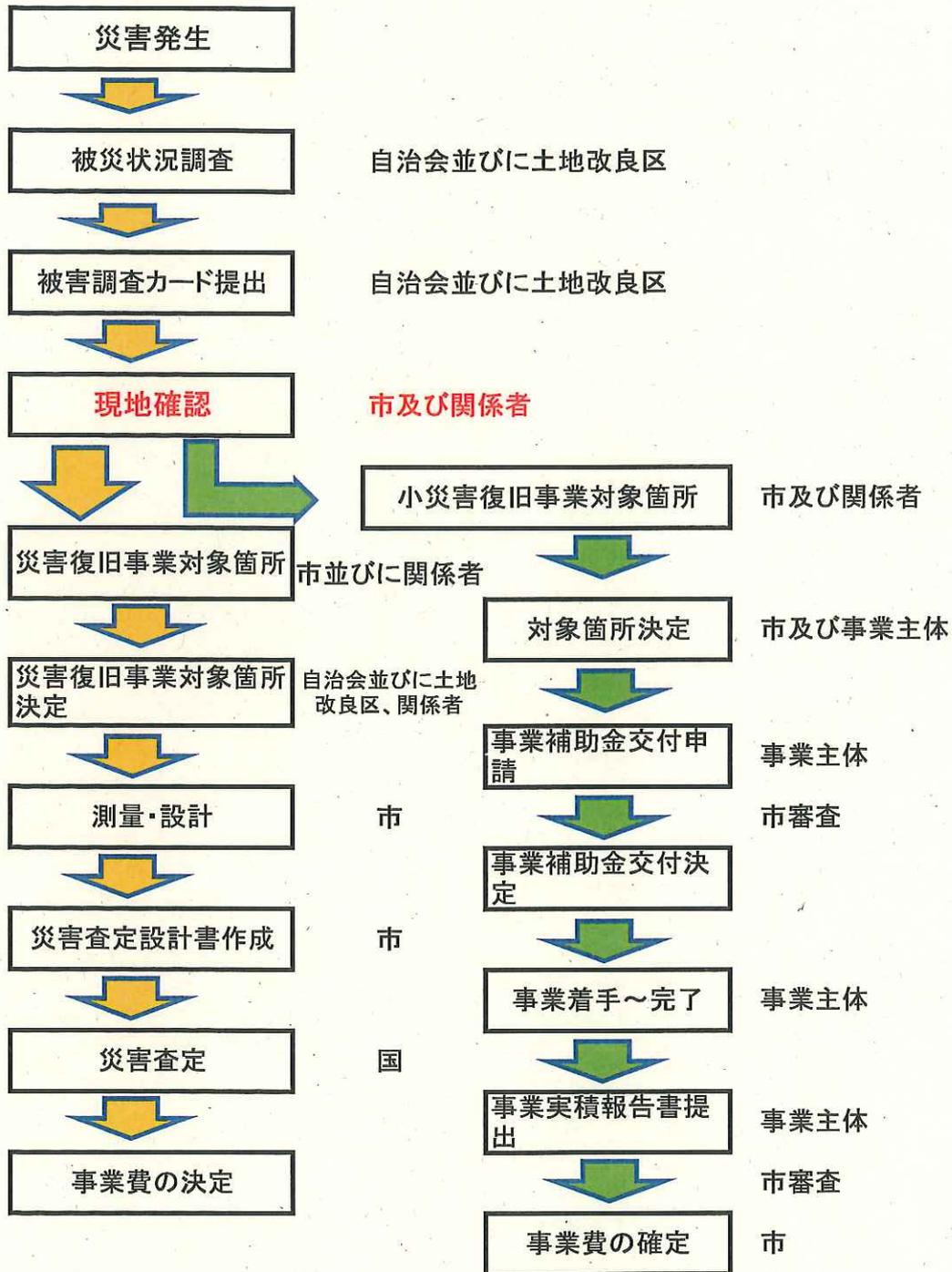
附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別 表

事業の種類	事業主体	補助対象経費	補助率
農地復旧事業	区、農家組合、水利組合、土地改良区等	農地（暫定法第2条第1項に規定する農地をいう。）の復旧に要する経費で、請負施工にあつては工事請負費、直営施工にあつては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内 ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害（以下「激甚災害」という。）に指定された場合は、10分の9以内
農業用施設復旧事業	区、農家組合、水利組合、土地改良区等	農業用施設（暫定法第2条第1項に規定する農業用施設で、受益者が2名以上のものをいう。）の復旧に要する経費で、請負施工にあつては工事請負費、直営施工にあつては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内 ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内
林道復旧事業	区、林道保全会、財産区、森林組合等	亀岡市林道台帳に登載された林道の復旧に要する経費で、請負施工にあつては工事請負費、直営施工にあつては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内 ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内
作業道復旧事業	区、作業道保全会、財産区、森林組合等	亀岡市作業道台帳に登載された作業道の復旧に要する経費で、請負施工にあつては工事請負費、直営施工にあつては原材料費及び機械器具借上料とする。	10分の5以内 ただし、激甚災害に指定された場合は、10分の9以内

災害発生から災害復旧事業並びに小規模災害復旧事業 フローチャート



事業主体： 区、農家組合、水利組合、土地改良区等、作業道保全会、財産区、森林組合等

1 石川県小松市

(1) 環境王国こまつプロジェクト

< 意見・総括 >

(2) 定住促進支援事業

< 意見・総括 >

2 富山県射水市

(1) 地域ブランド戦略(射水ブランド推進事業)

< 意見・総括 >

(2) もみ殻循環プロジェクト

< 意見・総括 >

3 富山県高岡市

(1) 商業活性化支援事業

たかおか未来WEB商店街事業

< 意見・総括 >

えき近夕市

< 意見・総括 >